

学校法人北里研究所と大船渡市との連携協力に関する協定書

学校法人北里研究所（以下「甲」という。）と大船渡市（以下「乙」という。）とは、相互の人的・知的資源の交流又は活用を図り、教育、まちづくり、産業、環境等の分野で協力し、地域の発展と人材育成に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、教育・文化・スポーツ、まちづくり、産業、環境等の分野において相互に協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について協力する。

- (1) 人材育成のための連携
- (2) 教育・文化・スポーツの振興・発展のための連携
- (3) まちづくりのための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 環境保全のための連携
- (6) その他両者が協議して必要と認める連携

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書2通を作成し、署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成20年6月17日

（甲）東京都港区白金五丁目9番1号
学校法人北里研究所・北里大学

理事長・学長

栄 忠義 

（乙）岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地
大船渡市

代表者 大船渡市長

甘水 勝郎 